

各位

2025年11月

新日本法規出版株式会社

〔改訂版〕消防危険物advice

のご案内について

日頃は、格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では標記図書を発行いたします。

関係者必携の書

複雑・難解な法規制がこの一冊でわかる！

令和7年5月施行のリチウムイオン蓄電池の取扱い等に係る規制の見直し等の改正を含め全面的な見直しを行った最新版！

◆法規制をコンパクトに提示！

消防危険物の法規制について、告示や行政実例の内容を織り交ぜながら表形式でまとめているので、より深く理解できます。

◆ビジュアルな紙面！

ポイントとなる箇所を色づけしたり、理解を助ける図を多数掲載するなど、見やすく、わかりやすい紙面です。

◆役立つ“advice”！

実務上の留意点や参考となる情報を“advice”として随所に掲載しています。

つきましては、各位好個の実務書としてお役立ていただけるものと思料し、ご案内いたしますので、是非この機会にお申込み賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 書名および価格

単行本 5100369 [2025年7月発行]

〔改訂版〕消防危険物advice

価格 5,610 円 (税込) 送料570円

※2部以上同時お申込みの場合、送料は弊社負担いたします。

2. 申込方法および代金支払い方法

裏面のFAX申込書 (048-687-3501) をご利用ください。

弊社から直接納品いたします。代金は、ご注文品に同封の請求書により郵便局または全国の主要コンビニエンスストアおよび料金収納端末設置店にてお支払いください。また、請求書に記載されているバーコードから、スマホアプリ決済でもお支払いいただけます。

3. お問合せ先

新日本法規出版株式会社 関東支社 担当 宮園

〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

TEL コンタクトセンター 0120-089-339 (9:00~16:30 土・日・祝日を除く)

新日本法規出版株式会社 関東支社行

お申込み専用FAX 048-687-3501

【申込書】

単行本 5100369 [2025年7月発行]

〔改訂版〕消防危険物advice

価格 5,610 円 (税込) 送料570円

部

※2部以上同時お申込みの場合、送料は弊社負担

■上記書籍を代金後払いにて申し込みます。

年 月 日	ご購入区分 (社用・個人用)
ご住所 〒	
お名前	印
部署名	TEL ()
ご担当者	FAX ()
e-mail	携帯電話 ()

※弊社ホームページのプライバシーポリシー (<https://www.sn-hoki.co.jp/privacy/>) をご確認ください、個人情報の取り扱いについて同意の上、申込書のご記入をお願いします。

※お客様都合による商品の返品はできません。万一、商品の不備・不良または注文した商品と受取った商品の相違による交換は、商品到着後1週間以内にご連絡ください。

※お客様のお名前・ご住所などの情報は、ダイレクトメールのお届けなど弊社の営業活動に限って使用させていただいております。

支社	社員コード	実施No.	購入区分	請区	納本	請求	入金	納区
35	180216	51721	公用・個人用					

新日本法規出版株式会社 関東支社 担当 宮園

掲載内容

第1章

基礎知識

第1 危険物規制の概要

- 危険物規制等に関する法体系
- 危険物規制に関する消防法令の概要

第2 危険物の種類・試験・指定数量、貯蔵・取扱いの規制

- 消防危険物
- 各類危険物の試験と性状
- 危険物の種類に応じた指定数量
- 指定数量の倍率算定
- 危険物の貯蔵・取扱いの例外的な規定

第3 危険物製造所等の種類

- 危険物製造所等の種類
- 危険物製造所等の区分

第4 危険物の運搬・移送に関する規制

- 危険物の運搬の基準
- 運搬容器の基準
- 積載方法の基準
- 運搬方法の基準

- 移動タンク貯蔵所による危険物の移送の基準

第5 製造所等の許可等

- 製造所等の設置・変更許可
- 製造所等の設置・変更許可手続
- 製造所等の完成検査前の検査
- 危険物保安技術協会への審査委託
- 貯蔵・取扱危険物の種類又は数量の変更の届出
- 製造所等の廃止の届出

第2章

設計・施工・維持管理の基準 (ハード基準)

第1 製造所

- 製造所の位置、構造及び設備の基準
- 高引火点危険物のみを取り扱う製造所の特別
- アルキルアルミニウム等を取り扱う製造所の特別

第2 屋内貯蔵所

- 屋内貯蔵所の種類等
- 平家建の屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- 平家建特定屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準

- 平家建以外の屋内貯蔵所(第2類・第4類の危険物)の位置、構造及び設備の基準

- 平家建以外の屋内貯蔵所(指定数量の倍率が20以下)の位置、構造及び設備の基準

- 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の特別

- リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物のみを貯蔵し又は取り扱う屋内貯蔵所の特別

- 指定過酸化物質等特殊な危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の特別

- 危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋内貯蔵所の基準

- 消火設備・警報設備の基準

第3 屋外タンク貯蔵所

- 屋外タンク貯蔵所の種類等
- 屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準

- 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準

- 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所の特別

- 特殊液体危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋

- 外タンク貯蔵所の特別
- 岩盤タンク、地中タンク及び海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所の特別
- 消火設備・警報設備の基準

第4 屋内タンク貯蔵所

- 屋内タンク貯蔵所の種類等
- 屋内タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- 平家建以外の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所に係る位置、構造及び設備の基準
- 特殊液体危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋内タンク貯蔵所の特別

第5 地下タンク貯蔵所

- 地下タンク貯蔵所の種類等
- 鋼製タンクである地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- 二重殻タンクに係る地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準

- 漏れ防止構造に係る地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準

- アセトアルデヒド等を貯蔵し、又は取り扱う地下タンク貯蔵所の特別

第6 簡易タンク貯蔵所

- 簡易タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- 消火設備・警報設備の基準

第7 移動タンク貯蔵所

- 移動タンク貯蔵所の種類等
- 移動タンク貯蔵所(積載式移動タンク貯蔵所以外のもの)の位置、構造及び設備の基準
- 積載式移動タンク貯蔵所の特別
- 航空機又は船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の特別

- アルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所の特別

- 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所の特別

- 特殊な移動タンク貯蔵所の特別
- 消火設備の基準

第8 屋外貯蔵所

- 屋外貯蔵所の種類等
- 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所の位置及び構造の基準
- 塊状の硫黄等のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所の特別
- 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所の特別

- 第1石油類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所の特別
- 危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋外貯蔵所の基準

第9 給油取扱所

- 給油取扱所の施設形態と適用される技術上の基準
- 屋外給油取扱所の位置、構造及び設備の基準
- 屋内給油取扱所の位置、構造及び設備の基準
- 航空機給油取扱所の特別
- 船舶給油取扱所の特別
- 鉄道給油取扱所の特別

- 圧縮天然ガス等充填設備設置屋外給油取扱所の特別
- 圧縮天然ガス等充填設備設置屋内給油取扱所の特別

- 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の特別
- 自家用給油取扱所の特別

- メタノール等及びエタノール等の屋外給油取扱所の特別
- メタノール等及びエタノール等の屋内給油取扱所の特別
- メタノール等及びエタノール等の圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の特別

- 顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特別

- 顧客に自ら給油等をさせる屋内給油取扱所の特別
- 顧客に自ら給油等をさせる圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所等の特別
- 顧客に自ら給油等をさせるエタノール等の給油取扱所等の特別

- 消火設備・警報設備・避難設備の基準

- 第10 販売取扱所
- 販売取扱所
- 第1種販売取扱所の位置、構造及び設備の基準
- 第2種販売取扱所の位置、構造及び設備の基準

- 消火設備・警報設備の基準

- 第11 移送取扱所
- 移送取扱所
- 鋼製タンクである地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- 消火設備・警報設備の基準

- 第12 一般取扱所
- 一般取扱所の位置、構造及び設備の基準
- 吹付塗装作業等を専ら行う一般取扱所の特別
- 洗浄作業を専ら行う一般取扱所の特別
- 焼入れ作業等を専ら行う一般取扱所の特別
- 危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特別
- 充填作業を専ら行う一般取扱所の特別
- 結替え作業を専ら行う一般取扱所の特別
- 危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所の特別
- 油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特別
- 切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特別
- 熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特別
- 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特別
- 高引火点危険物のみを取り扱う一般取扱所の特別
- アルキルアルミニウム等を取り扱う一般取扱所の特別
- 階層住宅等の燃料供給施設の一般取扱所の特別
- ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所の特別
- リチウムイオン蓄電池を取り扱う一般取扱所の特別
- 消火設備・警報設備の基準

第3章

貯蔵・取扱いの基準 (ソフト基準)

- 危険物の貯蔵及び取扱いの全てに共通する技術上の基準
- 危険物の貯蔵及び取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準
- 危険物の貯蔵の技術上の基準
- 危険物の取扱いの技術上の基準

第4章

保安管理基準 (保安体制)

- 製造所等の保安体制一覧表
- 危険物保安統括管理者
- 危険物保安監督者・危険物取扱者
- 危険物施設保安員
- 予防規程
- 保安検査・定期点検
- 自衛消防組織

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

関係者必携の書

複雑・難解な法規制がこの一冊でわかる!

改訂版 消防危険物 advice

編集 危険物規制・基準研究会

令和7年5月施行のリチウムイオン蓄電池の取扱い等に係る規制の見直し等の改正を含め全面的な見直しを行った最新版!

◆法規制をコンパクトに提示!

消防危険物の法規制について、告示や行政事例の内容を織り交ぜながら表形式でまとめているので、より深く理解できます。

◆ビジュアルな紙面!

ポイントとなる箇所を色づけしたり、理解を助ける図を多数掲載するなど、見やすく、わかりやすい紙面です。

◆役立つ“advice”!

実務上の留意点や参考となる情報を“advice”として随所に掲載しています。

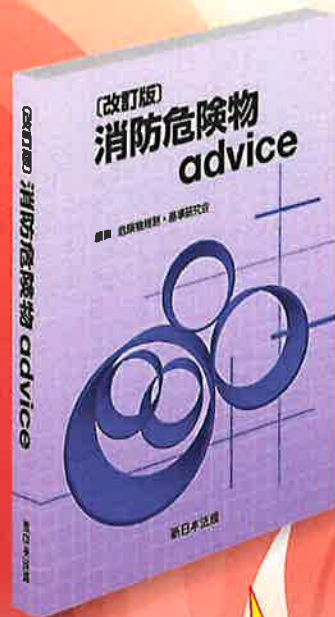
B5判・総頁652頁
定価 5,610円(本体5,100円)
送料570円
ISBN978-4-7882-9506-6

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祭日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

〈電子版〉定価 5,060円(本体4,600円)

*印刷は、ストリーミング形式になりますので、インターネットへの接続環境が必要です。



WEBサイトはコチラ!

内容見本 (B5判縮小)

屋内貯蔵所

7-10 消火設備・警報設備の基準

	ただし、当該屋内貯蔵所に第1種から第4種までの消火設備を設けるときは、当該設備の放熱能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の5分の1以上になるように設けることをもって足りる。 電気設備に対する消火設備は、電気設備のある場所の面積100㎡ごとに1個以上設ける(危険25条)。
--	---

エ リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物のみを貯蔵し又は取り扱う屋内貯蔵所の消火設備 危険35条の2

リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物のみを貯蔵し又は取り扱う屋内貯蔵所の消火設備については、貯蔵方法等の特例基準を踏まえ、危発20条3項の規定による危発20条1項及び2項に掲げる基準の特例が規定されている(危発25条の2第1項・2第2項)。

(1) リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物のみを貯蔵し又は取り扱う屋内貯蔵所については、危険35条の2の各号に掲げる消火設備をそれぞれ当該各号に掲げる基準に適合するように設けたものについては、危発20条1項各号及び2項の規定は適用しないこととしている(危発25条の2第3項)。

設置対象	設置する消火設備	設置方法
------	----------	------

屋内貯蔵所

7-10 消火設備・警報設備の基準

消火	第2種のスプリンクラー設備(開放型スプリンクラーヘッドを用いるものに限る。)	① スプリンクラーヘッドは、防護対象物の天井又は小屋裏に、当該防護対象物の各部分から10のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が1.7m以下となるように設ける。 ② 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の放熱区域(1の一次開放弁により同時に放熱する区域をいう。)は、300㎡以上(防護対象物の床面積が100㎡未満であるときは、当該床面積)とする。 ③ スプリンクラー設備には、予備動力源を関連する。
	第4種の消火設備	危険32条の10の規定の例による。
	第5種の消火設備	危険32条の11の規定の例による。

(2) 危険35条の2第2項の屋内貯蔵所のうち、危険16条の2の第3項各号(当該屋内貯蔵所が建築物の一部に存する場合にあっては、同条4項各号)に掲げる基準に適合し、かつ、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危発20条1項各号及び2項の規定は適用しない(危発25条の2第4項)。

設置対象	設置維持基準
貯蔵倉庫(建築物の一部に屋内貯蔵所が存する場合は、屋内貯蔵所の用に供する部分)	防火等技術基準の例により、消防用設備等が設置され、及び維持されていること。 ただし、第2種のスプリンクラー設備を次に掲げる基準に適合するように設置した場合(次に規定する貯蔵場所以外の部分にあっては、当該基準の例により設置した場合)は、設備等技術基準の例にかかわらず、当該スプリンクラー設備の有効範囲内の部分についてスプリンクラー設備以外の消防用設備等(消火設備に限る。)10条1項に規定する消火器具を設けることができる。
危険16条の2の第3項第3号に規定する貯蔵場所(同号においてその例によるものとされる危険28条の2の第2項第8号イ又はロに掲げる充電車の区分に属し、当該同号イ又はロ(1)に適合する場合に限る)	第2種のスプリンクラー設備を次に掲げる基準に適合するように設けること。 ヘッドの設置 スプリンクラーヘッドは、床面からの高さ9m以下の位置にある天井(天井のない場合にあっては、屋根の下面)に設けること。 放熱能力範囲 スプリンクラー設備の放熱能力範囲(開放型スプリンクラーヘッドを設けるものにおいては、放熱区域。以下同じ。)が貯

地下タンク貯蔵所

10-2 鋼製タンクである地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準



アルカリ性腐蝕性物質(水溶性)に物(燃焼性)を貯蔵する場合は、第1種・第2種の火気注意

advice 第2類及び第4類等の危険物を同時に取り扱う場合において「火気厳禁」の表示板を設ければ「火気注意」の表示板は設けなくてもよい。

2 構造の基準

ア タンクの構造 危発13条166号

- (1) 厚さ3.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造る。
- (2) 水圧試験を行い、次の基準を満たさなければならない。

タンクの区分	水圧試験
圧力タンクを除くタンク	70kPaの圧力で10分間行水圧試験において漏れ、又は変形しないもの
圧力タンク(※)	最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行水圧試験において漏れ、又は変形しないもの

(※) 高圧ガス保安法又は保安法の適用を受けるタンクは、次による(危発20条の4の6)。

高圧ガス保安法20条1項若しくは3項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設(水素等供給等関連10条)	③ 一般高圧ガス保安規則の適用を受けるもの(4に掲げるものを除く。)	一般高圧ガス保安規則6条10第1号に定めるところにより行水圧試験又は同規則8条の規定に基づき経済産業大臣が認めた
--	------------------------------------	--

給油取扱所

14-7 圧縮天然ガス等充填設備設置屋外給油取扱所の特例

高圧圧送式のもの	常用圧力に据える構造とし、かつ、适当的安全装置を設ける。
尿素水溶液供給機	危険25条の5第2項4号の基準による。
位置	給油に支障がない場所であること。
給油空地内に設置する場合	自動車等の衝突を防止するための措置を講ずるとともに、壁面を基礎の上に固定すること。
注記(危険25条の5第2項4号)	給油取扱所の運用(※) 29条2項第1項 ① ディスベンカー型(電動ポンプにより払い出すタイプ)のものについては、内蔵されている電動ポンプ等の電気設備(防護構造のものを除く。)を、可燃性の高気圧が漏洩するおそれのない場所に設置すること。 ② プラスチック管器具(圧力により払い出すタイプ)のものについては、漏洩する固定給油設備等に対して衝突しないよう固定する措置を講ずること。
急速充電設備	危険25条の5第2項5号の基準による。
位置	給油に支障がない場所であって ① 可燃性の高気圧が漏洩するおそれ ② 障害に自ら給油等をさせるから全ての急速充電設備に對し、ただし、危険28条の2の4の場合にあっては、この限りで
衝突防止措置	自動車等の衝突を防止するため

一般取扱所

17-7 詰替え作業を専ら行う一般取扱所の特例

固定注油設備は、第1種境界線から次の表に掲げる固定注油設備の区分に属しそれぞれ表に掲げる距離以上、建築物の壁から2m(一般取扱所の建築物の壁に開口部がない場合は、当該壁から1m)以上、敷地境界線から1m以上の間隔を要する。ただし、ホース巻頭と分離して危険25条の3の2各号に適合するポンプ室に設けられるポンプ機器又は油中ポンプ機器については、この限りでない。

固定注油設備の区分	距離
標準式の固定注油設備	4m
固定注油設備に接続される注油ホースのうちその全長が最大であるもの全長(最大注油ホース全長)が3m以下のもの	4m
固定注油設備に接続される注油ホースのうちその全長が最大であるもの全長(最大注油ホース全長)が3m以下のもの	4m
最大注油ホース全長が3mを超え4m以下のもの	5m
最大注油ホース全長が4mを超え5m以下のもの	6m

標準式の固定注油設備を設ける一般取扱所には、当該固定注油設備のポンプ機器を停止する等により地下専用タンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設ける。

17-8 危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所の特例

危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所であって、建築物に存するもの(建築物の一部に存するものを除く。)にあっては、当該建築物に設備等技術基準の例により、建築物の一部に存するもの(建築物の一部に存するものを除く。)

作業に付随して当該蓄電池を充電し、又は放電する作業を含む。		
危険物を用いた蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業を専ら行う一般取扱所	蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業に付随して当該蓄電池を充電し、又は放電する作業を含む。	建築物に存するもの(建築物の一部に存するものを除く。)
危険物を用いた蓄電池を充電し、又は放電する作業を専ら行う一般取扱所	蓄電池の品質の検査等に付随する作業を含む。	建築物の一部に存するもの
危険物を用いた蓄電池を製造する作業を専ら行う一般取扱所(建築物に存するもの)	蓄電池の品質の検査等に付随する作業を含む。	建築物の一部に存するもの

1 危険物を用いた蓄電池を製造する作業を専ら行う一般取扱所(建築物に存するもの)

危険28条の5第2項の2イの一般取扱所のうち、次に掲げる基準に適合するものについては、危発19条1項において準用する危発69条1項1号、2号、5号から9号まで、12号及び19号の規定は、適用しないこととしている(危発22条の3の2第2項)。

ア 位置の基準

新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1 電話 03-5561-1111

東京本社 〒102-0047 東京都新宿区西谷3丁目2番6号